

## 「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱」

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、「千葉県水道事業給水条例」第17条第2項に規定する受水槽に接続する装置（以下「受水槽以下装置」という。）に量水器を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第2条 この要綱において受水槽以下装置とは、千葉県水道事業から供給を受ける水のみを水源とするもので、住宅への給水を目的として受水槽から設けられた給水施設をいう。

### （設置及び申請）

第3条 千葉県企業局長（以下「局長」という。）が必要かつ適当と認めるときは、受水槽以下装置に乾式接線流羽根車式量水器（以下「直読式量水器」という。）を設置することができる。

ただし、申請者が希望し、局長が必要かつ適当と認めるときに限り、5階以上の建物で、1棟5戸以上の集団住宅には記憶装置付湿式接線流羽根車式量水器（以下「隔測量水器」という。）を設置することができるものとする。

2 前項の場合において量水器の設置をしようとするものは、局長に申請するものとする。

### （量水器）

第4条 受水槽以下装置に設置する量水器は、局長が型式採用したものでなければならない。

### （建物の構造等）

第5条 受水槽以下装置に量水器の設置を希望する者は、設置に便利ないように建物の構造等を考慮しておかなければならない。

### （量水器の寄付等）

第6条 受水槽以下装置へ設置する量水器は、申請者の負担とし、局長は点検等の必要のため、当該量水器の寄付を受けるものとする。

### **(施工者)**

第7条 隔測量水器装置の設置、撤去及び修理については、必要に応じ千葉県企業局の指導により量水器製造者が施工することができる。

### **(検査)**

第8条 受水槽以下装置への量水器設置工事が完成した場合は、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づいて検査を受けなければならない。

### **(維持管理)**

第9条 受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理するものとする。

- 2 受水槽以下装置の使用人は、当該装置の維持管理を適正に行うものとする。
- 3 検定期限満了による量水器の取替え及び完成検査終了後、2か年を経過した後の量水器の修理については、局長が行うものとする。

ただし、受水槽以下装置の所有者又は使用者の責任に係るものについては、この限りでない。

- 4 検定期限満了をもって、隔測量水器（記憶装置及び端子ボックスまでのコードを含む。）を直読式量水器へ取替える場合は局長の負担とし、申請者の要望により隔測量水器の設置を継続する場合には、隔測量水器と直読式量水器の量水器を含む取替費用の差額を申請者は負担するものとする。

### **(使用水量)**

第10条 受水槽以下装置の使用水量は、各戸に設置した量水器の指針をもって使用水量とする。

### **(所有者及び使用者の変更)**

第11条 受水槽以下装置の所有者及び使用者が名義を変更しようとするときは、局長に届け出るとともに、第9条及び第10条を新所有者又は新使用者に熟知させ、義務の引継ぎをするものとする。

### **(給水契約)**

第12条 給水契約は、「千葉県水道事業給水条例」及び「千葉県水道事業給水条例施行規程」の定めるところによる。

### **(雑 則)**

第13条 この要綱の実施にあたっての細目等については、「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目」、「受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準」の「直読式量水器装置の設置基準」及び「隔測量水器装置の設置基準」に定めるところによる。

### **附 則**

(施行月日)

- 1 この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。

(廃 止)

- 2 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱（昭和47年7月1日適用。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に、旧要綱によって施行されたものについては、なお従前の例による。

### **附 則**

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、第6条2項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目

### 1 取扱いの範囲

- (1) この要綱第2条に定める「住宅」とは、居住のため必要な家屋、いわゆるアパート、マンション、社宅等をいい、明らかに住宅の集団と判断できるものをこの取扱いの範囲とする。

このため、店舗・事務所等と住宅が混在しているものはこの取扱いの対象としない。

ただし、中・高層建築物において、1階及び2階が店舗・事務所等、3階以上が住宅の集団とするように、その構成区分が明らかであり、かつ、1階及び2階が別の給水管引込みである場合、この住宅の集団も取扱いの対象とする。

- (2) アパート等の階段口に付けられる散水栓等は、居住生活に付帯する装置として同様の取扱いとする。

### 2 設置の申請

- (1) 量水器の設置にあたっては、受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

この申請書には、次に掲げる図書を添付すること。

- (ア) 平面配管図、立面配管図、各階の配管詳細図、受水槽回りの詳細図、量水器室の詳細図、配水管から量水器までの配管詳細図、隔測量水器装置を設置する場合は量水器、集中パネル盤、配線等の図面

- (イ) 量水器寄付申込書（別記第2号様式）

- (ウ) 給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（千葉県水道事業給水条例施行規程第2条第2項に定める第1号様式の2。以下「設計書」という。）に給水装置を含めた配管の概要及び各施設の主要部分を図示したもの

- (2) 受水槽以下装置工事の承認を受けた後、当該工事を変更するときは、受水槽以下装置新設（増設・改造）変更承認申請書（別記第3号様式）を提出するものとする。

- (3) 受水槽以下装置工事の承認を受けた後、当該工事を中止するときは、受水槽以下装置工事中止届（別記第4号様式）を提出するものとする。

- (4) 受水槽以下装置工事の変更又は中止の届出をするときは、量水器寄付申込取消（変更）届（別記第5号様式）及び確約書（別記第6号様式）を併せて提出するものとする。

### 3 量水器等の寄付

この要綱第6条に定める「量水器等の寄付」に係る範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 隔測量水器については、その記憶装置及び端子ボックスまでのコードを含むものとする。
- (2) 乾式接線流羽根車式量水器については、量水器本体とする。

### 4 工事検査

- (1) 工事検査の申請にあたっては、次に掲げる書類をあらかじめ提出するものとする。
  - (ア) 栓番図表（別記第7号様式）
  - (イ) 受水槽以下装置の施設管理人選任（変更）届（別記第8号様式）
  - (ウ) 隔測量水器を設置する者にあつては、受水槽以下装置の維持管理契約書又は受水槽以下装置の維持管理に関する協定書及び申請者と量水器製造者（以下「製造者」という。）との保守契約の写し
- (2) 工事検査の範囲は、次のとおりとする。
  - (ア) 別に定める「量水器の設置基準」に規定する事項
  - (イ) 量水器の口径決定に関する事項

### 5 維持管理

受水槽以下装置に設置する量水器は、次の保証を付されたものとする。

- (1) 製造上又は工事上の不備によって生じた損害は、製造業者又は工事者が負担するものであること。
- (2) 2か年間の保証期間を有するものであること。
- (3) 検査の日から6か月を経過した時及び保証期間が満了する時は、それぞれ施工者の負担において点検を行うものであること。

### 6 所有者の変更

受水槽以下装置の所有者を変更するときは、所有者変更届（別記第9号様式）を提出するものとする。

### 7 その他の事項

- (1) 受水槽以下量水器は、居住者の入退居に際して取付け又は取外しを行わないものとする。
- (2) 受水槽以下装置の使用電力料金は、使用者の負担とする。
- (3) 隔測量水器の集中パネル盤の鍵は3個とし、当該住宅の施設管理人が1個、所轄水道事務所又は支所のいずれかが2個、それぞれ保管するものとする。
- (4) 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」を局長に届出なければならない。

なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は受水槽以下装置の所有者又は使用者の負担とする。

集合住宅の受水槽の清掃に要する使用水量の料金徴収については、昭和51年9月6日付け水業第628号により処理するものとする。

この要綱の実施により、昭和57年2月10日付け水業第412号は廃止するものとする。

**附 則**

この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和58年3月28日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行月日)

1 この実施細目は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この実施細目の施行前に改正前の受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目の規定により調製した用紙は、この実施細目の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則**

この実施細目は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

申請者 住 所 〒  
 ふりがな  
 氏名又は名称 ⑩  
 電話番号

〔個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕

千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により、受水槽以下装置に量水器を設置することに係る受水槽以下装置を次のとおり新設（増設・改造）いたしたく、下記条件を了承のうえ承認申請いたします。

工事場所	〒		
装置所有者			
家屋所有者			
指工 定事 給事 水業 装者 置名	指定番号 第 号 ⑩	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号 ⑩

条 件

- 1 受水槽以下装置に設置する量水器は、局長が認定したものであること。
- 2 受水槽以下装置の量水器は、申請者の負担で設置するものとし、局長は点検等の必要のため、当該量水器の寄付を受けるものとする。
- 3 受水槽以下装置が完成した場合は、千葉県水道事業給水条例施行規程第20条に定める部分について、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づく検査を受けること。
- 4 受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。  
 なお、受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。
- 5 受水槽以下装置の所有者又は使用者を変更しようとするときは局長に届け出るとともに、維持管理等について、新所有者又は新使用者が熟知するよう引き継ぐこと。
- 6 受水槽以下装置の所有者は、受水槽以下装置の維持管理及び千葉県企業局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届け出なければならない。
- 7 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届け出なければならない。  
 なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。
- 8 千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他関係要綱等を遵守すること。

添 付 書 類	名 称	備 考	廃 止 前 提	有 ・ 無			
				水 栓 番 号	第 号	口 径	mm
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称			電 話			



# 量水器寄付申込書

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所 〒

届出者 ふりがな

氏 名 ㊞

電話番号

〔 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 〕

私は、受水槽以下装置に設置する下記の量水器を工事完成後に貴局に寄付します。

## 記

### (1) 寄付量水器一覧

口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考

(2) 工事場所 : 市 丁目 番地 号

(3) 建物名称 :

(4) 工事検査年月日 : 年 月 日

受水槽以下装置新設（増設・改造）変更承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長 様

申請者 住所  
ふりがな  
氏名又は名称 ㊟  
電話番号

〔個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕

千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を変更したいので、次のとおり申請します。

工事場所	〒		
装置所有者			
建物所有者			
指工 定事 給事 水業 装者 置名	指定番号 第 号 ㊟	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号 ㊟
変更の内容及び理由			

添 付 書 類	名 称	廃 止 前 提	有 ・ 無			
			水	第 号	口	mm
			栓		径	
			番 号			
納入通知書送付先	郵便番号 住所 氏名又は名称		電 話			

備考 設計審査に係る事項に変更があるときは、当該変更に係る給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書を添付すること。

受水槽以下装置工事中止届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住所〒  
届出者 ふりがな  
氏 名  
電話番号

㊞

千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を中止したいので、次のとおりお届けいたします。

工事場所			
指工 定事 給事 水業 装者 置名	指定番号 第 号	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号
中 止 の 理 由			

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

量水器寄付申込取消（変更）届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所 〒

届出者 ふりがな

氏 名 ⑩

電話番号

〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕

年 月 日付けで量水器の寄付申込みをしたところですが、下記理由により取消（変更）したいのでお届けします。

記

(1) 理 由

(2) 寄付量水器一覧

口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考

(3) 工 事 場 所 : 市 丁目 番地 号

(4) 建 物 名 称 :

確 約 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所 〒

届出者 ふりがな

氏 名

㊞

電話番号

〔 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 〕

年 月 日付けで量水器寄付申込みをした下記の量水器に打刻した量水器番号及び水道マークについて、必ず抹消することを確約します。

記

(1) 寄付量水器一覧

口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考

## 栓 番 図 表

### 横廊下式建築物

B						
A	室 102 栓23457	103 23458	104 23459	105 23460	106 23461	107 23462

注

1. 栓番は室番号と同順序に決定していくこと。
2. 栓番は矢印の方向に決定していくこと。

### 階 段 式

		23465				
301 23460	302 23461					
B	202 23459	203 23468	204			
A	102 23457	103 23466	104 23467	105	106	107

注

1. 縦階段方式または中間に横廊下が有るものについても同じとする。
2. 栓番は階段に沿って決定していくこと。

階段

### A・Bの詳細図

室 番 号	201		
水 栓 番 号	階	23458	
	横	23463	
使 用 者 名	山田 太郎		
量 水 器 番 号	階	4632	
	横	4637	
指 針	1		
口 径	期 限 満 了	φ 13	年 月 日
室 番 号	101		
水 栓 番 号	階	23456	
	横	23456	
使 用 者 名	鈴木 花子		
量 水 器 番 号	階	4630	
	横	4630	
指 針	2		
口 径	期 限 満 了	φ 13	年 月 日

B

注

できる限り量水器番号も栓番と同じよう取付けること。

A

受水槽以下装置の施設管理人選任（変更）届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所  
届出者 ふりがな  
氏 名 ⑩  
電話番号

次のとおり施設管理人を選任（変更）しましたのでお届けします。

装置場所	
建物名称	
施設管理人 氏 名	棟 号室 電話番号（ ）
親メーターの 水栓番号	

注 個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。

所 有 者 変 更 届

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所  
 届出者 ふりがな  
 氏 名 ⑩  
 電 話

受水槽以下装置の所有者を次のとおり変更しますのでお届けします。

なお、この装置が下記の条件を了解したうえで設置されたものであることを譲受人に引き継いでいることを併せてお届けします。

装置場所		
水栓番号		
譲受人	住所	
	氏名	
譲渡人	住所	
	氏名	

条 件

- 1 受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。  
 なお、受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。
- 2 受水槽以下装置の所有者は、受水槽以下装置の維持管理及び当局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届け出なければならない。
- 3 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届け出なければならない。  
 なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。
- 4 千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他の関係要綱等を遵守すること。



## 受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準

### 直読式量水器装置の設置基準

- 1 量水器の種類  
乾式接線流羽根車式量水器であること。
- 2 量水器の検定  
量水器は、計量法及び計量関係法令に適合したもので、都道府県知事の行う検定に合格したものとする。
- 3 量水器の番号  
量水器には、局長が指示する位置に番号を鮮明に打刻するものとする。
- 4 量水器の設置場所
  - (1) 量水器は、量水器室内に設置するものとする。  
ただし、居住者が共用する施設（散水栓等）に給水するものにあつては、地中に埋設して設置することができる。
  - (2) 取付けおよび取外しが、容易なところとする。
- 5 量水器の設置方法  
量水器は、当該量水器側面に指示する流入方向と給水管の流入方向を一致させるとともに、水平に設置するものとする。
- 6 量水器室内の配管
  - (1) 量水器室内の配管は、検針及び量水器の維持管理に支障とならない配管構造とするものとする。
  - (2) 量水器の上流側接続部にはボール式伸縮止水栓（開閉防止型）、量水器下流側にはストップバルブ等の止水栓又は逆止弁を設置するものとする。（別図－1 参照）
  - (3) 量水器着脱ユニットは、量水器の取付け及び取外しが容易に行うことができるよう量水器接続部に伸縮機能を有し、量水器上流側の量水器近接部にボール式伸縮止水栓（開閉防止型）及び量水器下流側にストップバルブ等の止水栓又は逆止弁を有しているものとする。
  - (4) 量水器パッキンは、平パッキンとし、JWWAK 1 5 6（水道施設用ゴム材料）に規定する材料及び品質（I A・7 0）とする。
  - (5) 量水器は、検針及び維持管理に支障をきたさないよう他企業の配管もしくは計量器等に接近させてはならない。（別図－2、別図－3、別図－4 参照）
  - (6) 量水器を他企業の計量器の真下（平面的に量水器の半断面をこえて重なるもの）に設置する場合は、その間隔を5 0 cm以上あけるものとする。
  - (7) 量水器は扉の中心線に近接して設置し、扉の内側からの間隔は1 0 cm～1 5 cmの範囲内とする。（別図－2、別図－3、別図－4 参照）
- 7 量水器室及び扉  
量水器室及び扉の寸法は、次表を標準とするものとする。（別図－2、別図－3、別図－4 参照）

量水器の数	量水器室			扉	
	幅	高さ	奥行	幅	高さ
1個の場合	600mm	600mm	300mm	500mm	600mm
2個の場合（段違い）	600	600	500	500	600
2個の場合（左右）	1,200	600	300	1,000	600

ただし、ガス等の他企業の計量器が同一室内になく、量水器単独で取付ける場合は、奥行き300mm以上、室内及び扉の幅、高さとも500mm以上とする。

#### 8 量水器の取付け時期

- (1) 量水器の取付け時期は、検査至近日とする。
- (2) 量水器は、洗浄作業完了後に取付けるものとする。

#### 9 量水器及び配管の防寒

- (1) 量水器室内に設置する量水器には、量水器カバーによる防寒措置を講じるものとする。
- (2) 量水器前後の配管には、防寒措置を講じるものとする。（別図－2、別図－3、別図－4参照）

#### 10 事前確認

指定給水装置工事事業者は、工事検査前に、給水用具及び配管状況等の確認を行うものとする。

#### 11 疑義

この設置基準に記載のない事項又は解釈について疑義のあるときは、局長の決定に従うものとする。

## 隔測量水器装置の設置基準

### 1 隔測量水器の構成

- (1) 1棟1パネルの集中検針であること。(別図-1参照)
- (2) 前項の種類は、(別表-1)に掲げるものであること。

### 2 量水器の種類

湿式接線流羽根車式又は乾式接線流羽根車式であること。

### 3 量水器の検定

量水器は、計量法及び計量関係法令に適合したもので、都道府県知事の行う検定に合格したものとすること。

### 4 量水器の番号

隔測量水器には、局長が指示する位置(別図-2参照)に番号を鮮明に打刻するものとする。

### 5 隔測量水器の機構

#### (1) 湿式接線流羽根車式

量水器で計量された数量値は、量水器上部のマグネットから記憶装置内のマグネットに伝えられ、マグネットの回転が各歯車の伝達により記憶装置の指示機構に $m^3$ 単位で指示記憶され、その数値に対応した電気信号として接点により読み出されるものとする。

#### (2) 乾式接線流羽根車式

量水器は受圧ケースにより分離され完全密封された「電子ユニット部」と先端に磁石を持つ羽根車などがある「計量部」で構成され、羽根車上部のマグネットの回転を電子ユニット下部にある磁石センサで検知し、マイコン制御部で演算、積算をし、その積算値を液晶表示部に表示し、8ビット方式の電分により読み出されるものとする。

### 6 隔測量水器の設置場所

- (1) 原則として、量水器室内に設置するものとする。
- (2) 隔測量水器は、地中に埋設してはならない。
- (3) 取付け、取外しが容易なところとする。

### 7 隔測量水器の設置方法

隔測量水器の取付けは、量水器の側面に指示する流入方向と給水管の流入方向を一致させ、かつ、水平に設置するものとする。

### 8 湿式接線流羽根車式量水器の指針

量水器本体の指針と記憶装置の指示値とは、同一であること。

また、記憶装置は、量水器本体に固定されていること。

### 9 端子ボックス

端子ボックス(中継端子ボックス)の取付け位置は、点検が容易で湿気のない場所とし、床下等は避けること。

## 10 伝 送 線

(1) 伝送線の導体断面積は、 $0.5 \text{ mm}^2$ 以上を有するものとし、線路抵抗値は、往復で次のとおりとすること。

Aタイプ …………… 50  $\Omega$  以内

Bタイプ …………… 90  $\Omega$  以内

Cタイプ …………… 8  $\Omega$  以内

Dタイプ …………… 20  $\Omega$  以内

Eタイプ …………… 90  $\Omega$  以内

(2) 伝送線の種類は、(別表-2)に掲げるものであること。

(3) 伝送線は、原則としてさや管内に配線するものとする。

(4) 電磁誘導の影響を考慮して配線するものとする。

(5) 線間及び対地間の絶縁抵抗値は、常に1 M $\Omega$ 以上確保されること。

## 11 集中パネル盤

(1) 集中パネル盤は、デジタルの計量値表示部及び住戸番号表示部並びに各種操作スイッチからなる検針器とすること。

(2) 集中パネル盤の扉表面に名称、注意事項及び製造者名を記載すること。

(別図-5参照)

(3) 集中パネル盤の扉裏面に操作方法及び栓番図表(別図-3参照)を取りつけること。

## 12 集中パネル盤の設置場所及び位置

(1) 取付け場所は、屋内を原則とすること。(別図-4参照)

(2) 機能に悪影響を及ぼす次の場所等は、避けること。

① 直射日光の当たる場所

② ほこりの多い場所

③ 有害ガスが発生する場所

④ 盤内に結露が発生する場所

⑤ ポンプ室等の付近で電気的な雑音の影響がある場所

(3) 検針業務及び点検修理に支障のない場所とすること。

(4) 取付け高さは、盤の上端が床面から1.7 mになるようにすること。

(別図-5参照)

(5) 原則として郵便箱の近くに設置すること。

(6) 第三種設置(アース)工事を施すこと。

(7) 集中パネル盤内への湿気、ほこり等の潜入を防止するため、(別図-6)を参考にコーキング仕上げを行うこと。

### 13 集中パネル盤の仕様

(1) 集中パネル盤の材質は、原則として鋼板製とし、その板厚は次のとおりとする。

箱の本体： 1. 6 mm以上

扉： 2. 3 mm以上

(2) 集中パネル盤の標準塗装色は、次のとおりとし、塗装厚は0.04 mm以上のアクリル又はメラミン樹脂焼付塗装とすること。

日本塗料工業会 色票番号 22-90B

(マンセル表示 2.5Y9/1)

(3) 臨海部等で塩害の恐れのあるところは、耐塩塗装を行うこと。

(4) 数量値の表示は、3又は4桁の $m^3$ 単位によるデジタル表示とすること。

(5) 住戸の表示は、部屋番号を次のように表示すること。

① 自動検針型は、4桁のデジタル表示とする。

② 手動検針型は、押ボタンに部屋番号を記入する。

(6) 検針器は、すべて手動検針を行うことができる型式とし、100戸以上の場合は自動検針が可能な型式とすること。

(7) ドアスイッチ及び電源スイッチを設けるものとする。

(8) 集中パネル盤への伝送線は、盤下部からの配線とし、湿気の多い箇所への配線は避けるものとする。(別図-1参照)

### 14 量水器室内の配管

(1) 量水器の上流側接続部にはボール式伸縮止水栓(開閉防止型)、量水器下流側にはストップバルブ等の止水栓又は逆止弁を設置するものとする。(別図-1参照)

(2) 量水器室内の配管は、検針及び量水器の維持管理に支障とならない配管構造とするものとする。

(3) 量水器は、検針及び維持管理に支障をきたさないよう他企業の配管もしくは計量器等に接近させないこと。(別図-2、別図-3、別図-4参照)

(4) 量水器を他企業の計量器の真下(平面的に量水器の半断面をこえて重なるもの)に設置する場合は、その間隔を50 cm以上あけるものとする。

(5) 量水器は、扉の中心線に近接し、かつ、扉の内側から10 cm~15 cmの範囲内に設置するものとする。(別図-2、別図-3、別図-4参照)

## 15 量水器室及び扉

量水器室及び扉の寸法は、次表を標準とするものとする。(別図－2、別図－3、別図－4参照)

量水器の数	量水器室			扉	
	幅	高さ	奥行	幅	高さ
1個の場合	600mm	600mm	300mm	500mm	600mm
2個の場合(段違い)	600	600	500	500	600
2個の場合(左右)	1,200	600	300	1,000	600

ただし、ガス等の他企業の計量器が同一室内になく、量水器単独で取付ける場合は、奥行300mm以上、室内及び扉の幅、高さとも500mm以上とする。

## 16 電気工事

- (1) 電気工事は、電気事業法及びその他関係法令を遵守し施工しなければならない。
- (2) 電源は、交流電流100Vの商用電源を用い、共同使用の電力計に接続するものとする。

なお、1次側の施工は電気工事士の資格を有するものが行わなければならない。

## 17 量水器の取付け時期

- (1) 量水器の取付けは、検査至近日とする。
- (2) 量水器は、洗浄作業完了後に取付けるものとする。

## 18 量水器及び配管の防寒

- (1) 量水器室内に設置する量水器には、量水器カバーによる防寒措置を講じるものとする。
- (2) 量水器前後の配管には、防寒措置を講じるものとする。(別図－2、別図－3、別図－4参照)

## 19 事前確認

指定給水装置工事業業者及び量水器製造者は、工事検査前に、給水用具及び配管状況と隔測量水器等の確認を行うものとする。

## 20 疑義

この設置基準に記載のない事項又は解釈について疑義のあるときは、局長の決定に従うものとする。

別表 - 1

隔 測 量 水 器 装 置 の 種 類

(1) Aタイプ

- 記憶装置製造者……………愛知時計電機株式会社
- 量水器製造者……………愛知時計電機株式会社  
アイチリモートメーター (AR)  
明治時計株式会社  
明治のリモートメーター (MRⅡ)  
東光精機株式会社  
東光水道メーター集中検針システム (TORMS-31)

(2) Bタイプ

- 記憶装置製造者……………リコーエレメックス株式会社
- 量水器製造者……………リコーエレメックス株式会社  
リコー3Lリモートシステム (RUM)

(3) Cタイプ

- 記憶装置製造者……………株式会社東芝
- 量水器製造者……………株式会社金門製作所  
金門-東芝リモート水道メーターK型 (KWM)  
大阪機工株式会社  
ASAHI-東芝リモート水道メーターKT型 (KT)  
東洋計器株式会社  
東洋-東芝リモート水道メーターK型 (RMO)

(4) Dタイプ

- 記憶装置製造者……………株式会社東芝
- 量水器製造者……………株式会社金門製作所  
金門-東芝リモート水道メーターR型 (RWM)  
大阪機工株式会社  
ASAHI-東芝リモート水道メーターPBR型 (PBR)  
東洋計器株式会社  
東洋-東芝リモート水道メーターR型 (RM)

(5) Eタイプ

- 量水器製造者……………愛知時計電機株式会社  
多機能型電子式水道メーター (EDS)  
大阪機工株式会社  
電子式水道メーター (PBC, LSC)  
株式会社金門製作所  
8ビット電子式水道メーター (EPB, EKB)  
東洋計器株式会社  
電子式水道メーター (EA)  
リコーエレメックス株式会社  
多機能型マイコンメーター (RCM8)

別表 - 2

伝 送 線 の 種 類

1 縦引き配線（より線）

（量水器～中継端子ボックス）

- (1) ビニルキャプタイヤケーブル（VCT）

J I S - C 3 3 1 2

- (2) 器具用 ビニルコード

J I S - C 3 3 0 6

- (3) ビニル絶縁ビニル シースケーブル（通信用）

2 横引き配線（より線・単線）

（中継端子ボックス～集中パネル盤）

- (1) ポリエチレン絶縁ビニル シース市内対ケーブル（CPEV）

- (2) 市内CCPケーブル

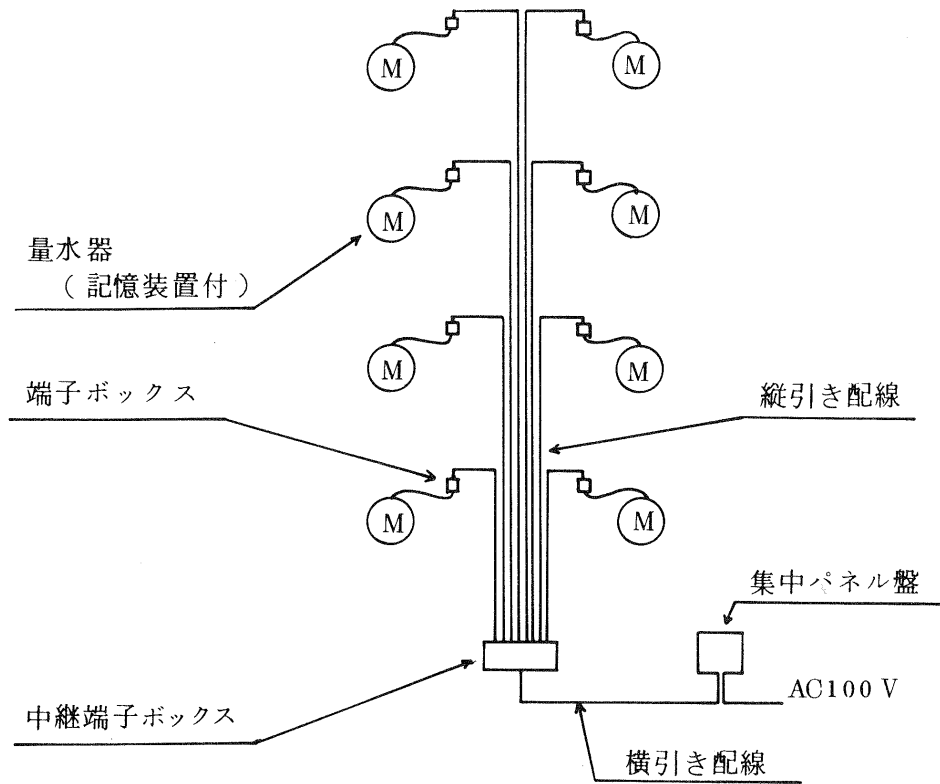
N T T 仕様 仕 2 9 4 5 号

- (3) ポリエチレン絶縁ビニル（ポリエチレン） シースケーブル（通信用）



# 別図 - ①

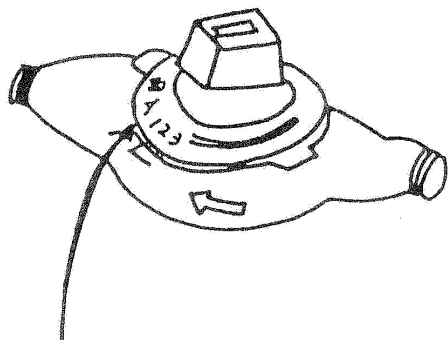
隔測量水器装置の構成



## 別図 - ②

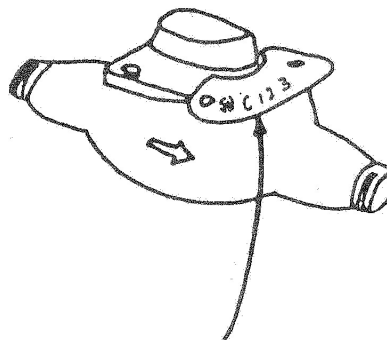
量水器番号の記入位置

A・Bタイプ



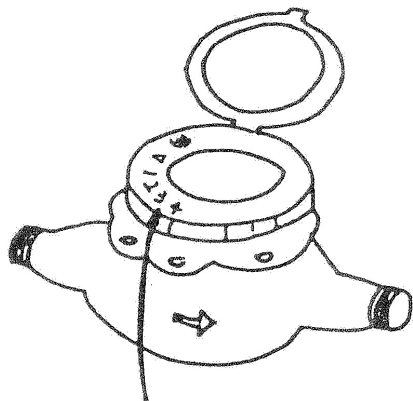
プラスチック台座の流出側に記入する。

C・Dタイプ (13耗)



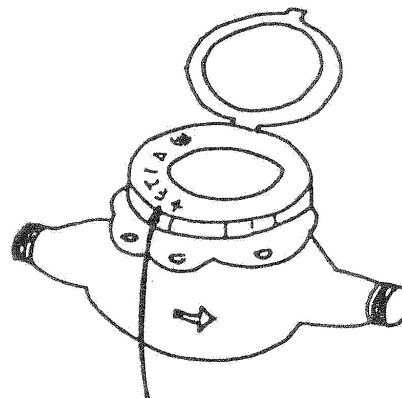
台座を付けて量水器番号を記入する。

C・Dタイプ (20耗以上)



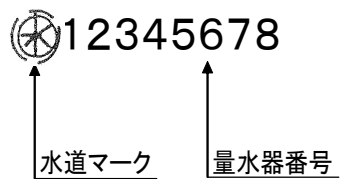
蓋の表及びプラスチック台座に記入する。

Eタイプ



上ケース又はプラスチック台座に記入する。

量水器番号の記入例



### 別図－③

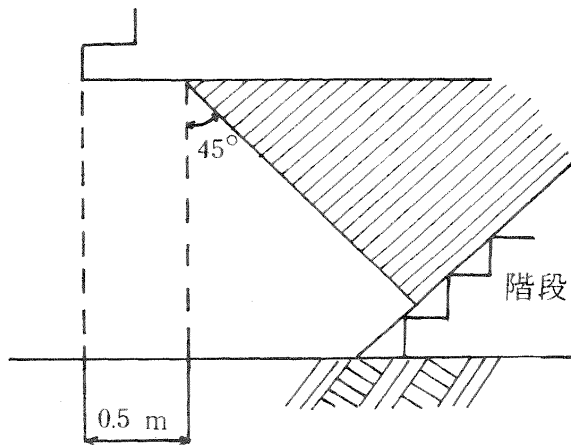
栓番図表

上段 室番号	401	402			4F
	1006	1007			
下段 水栓番号	301	302			3F
	1004	1005			
	201	202			2F
	1002	1003			
	101	102	103	104	1F
	1000	1001	1008	1009	

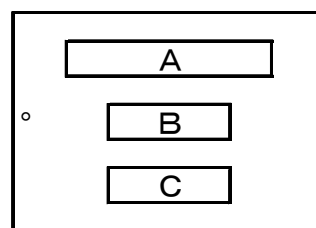
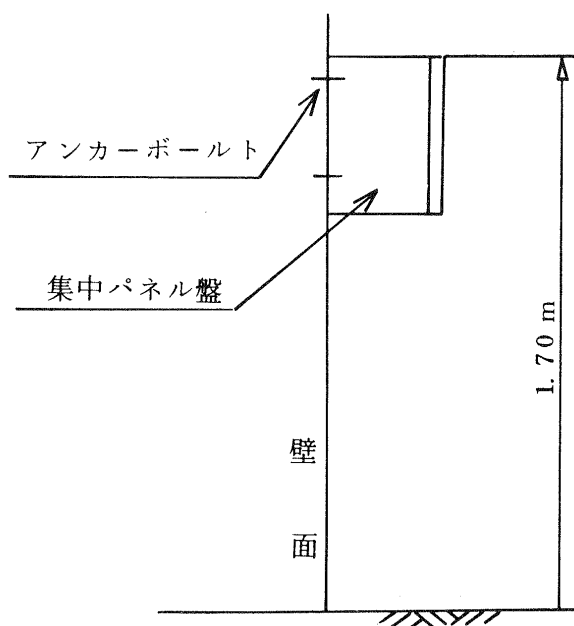
同棟に散水栓等の直読式量水器を設置する時は、栓番図表に記入すること。

### 別図－④

屋内とは、下図で集中パネル盤が斜線の部分に含まれること。



### 別図－⑤ 集中パネル盤の設置位置



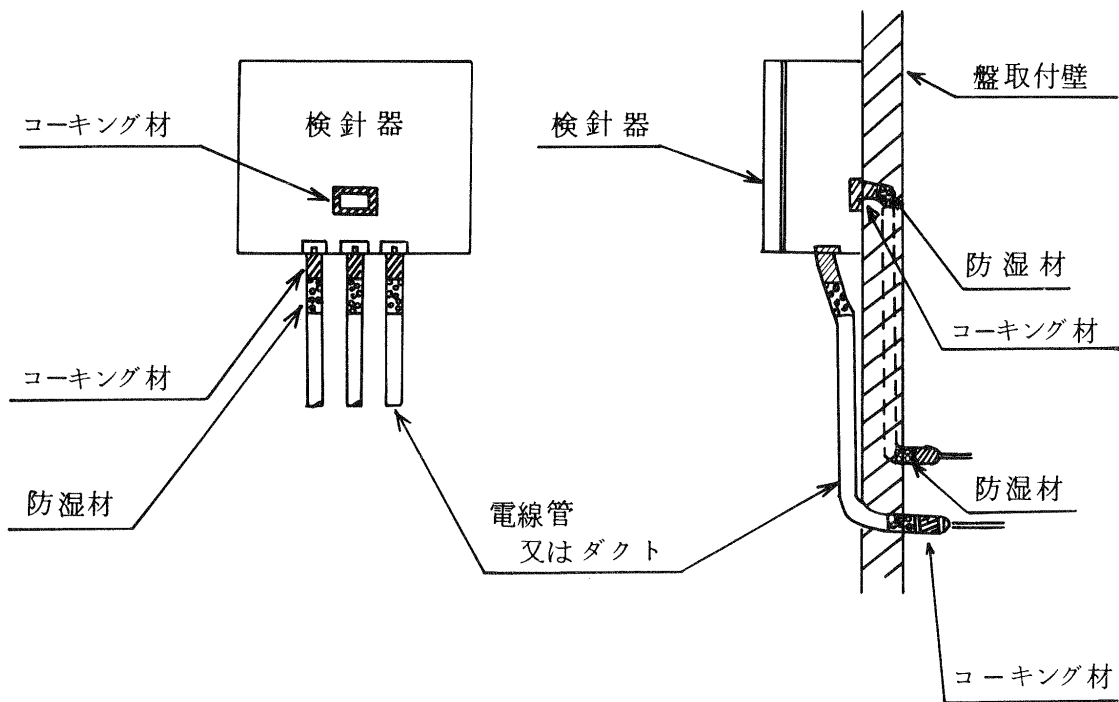
A, B, C への記載事項

- A 水道メーター集中検針盤（装置）
- B この検針盤は、水道の使用量を検針するためのものです。みんなで大切にしましょう。
- C 製造業者名

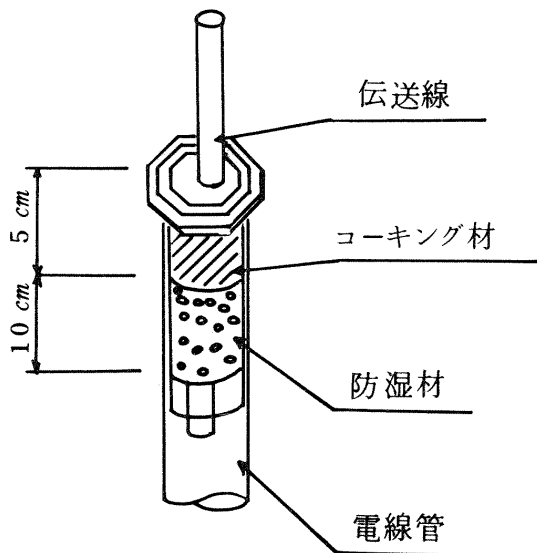
# 別図 - ⑥

コーキング仕上げ及び使用材料

施工例



電線管（ダクト）部コーキング詳細



コーキング用材料

防湿材：グラスウール等

コーキング材：弾性コーキング材

## 「受水槽以下装置の維持管理契約書」

千葉県（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、乙が管理する千葉県 市 町

の給水装置にかかる受水槽以下装置において、乙が隔測量水器装置を設置し、甲の給水を受けることとなる乙の装置の維持管理に関し次のとおり契約を締結する。

### （維持管理）

第1条 受水槽以下装置は、すべて乙の責任において管理するものとする。ただし、隔測量水器（記憶装置及び端子ボックスまでのコードを含む。）の取替え修理については、甲が行うものとする。

2 有効期限満了をもって、隔測量水器を直読式量水器へ取替える場合は甲の負担とし、乙の要望により隔測量水器の設置を継続する場合には、隔測量水器と直読式量水器の量水器を含む取替費用の差額を、乙は負担するものとする。

3 乙は、量水器製造者と保守契約を結び、年1回の保守点検を行い、その結果を別紙様式により甲に報告するものとする。

4 乙は、隔測量水器装置の保守のため、量水器室内に物品等を置いてはならない。

### （管理責任）

第2条 甲は、乙が第1条に定める管理を怠って生じた事故、故障等について、一切の責を負わないものとする。

### （施設管理人の選任）

第3条 乙は、受水槽以下装置の維持管理及び甲との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、甲に届出なければならない。

### **(施設管理人の取扱事務等)**

第4条 施設管理人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

一 年1回の保守点検を量水器製造者に依頼し、別紙様式により、甲に報告するものとする。

ただし、事情やむを得ない場合は、保守点検業者に報告させることができる。

二 受水槽以下装置に故障その他異状があった場合は、すみやかに関係者に連絡しなければならない。

三 その他、関係者との連絡調整を図ること。

### **(届出の義務)**

第5条 乙は、次の各号に該当する場合は、すみやかに甲に届出なければならない。

一 施設管理人に変更があったとき。

二 受水槽以下装置の改造を行うとき。

三 受水槽内の清掃を行うとき。

### **(契約の解除)**

第6条 甲は、乙がこの契約の条項に違反し又はこの契約に基づく甲の指示に従わないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に障害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

### **(契約の周知徹底)**

第7条 乙は、この契約の内容について、施設管理人及び使用者に周知徹底しなければならない。

**( 雑 則 )**

第 8 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の定める事項に疑義が生じたときは、千葉県水道事業給水条例、同施行規程、その他関係する要綱等に基づいて甲、乙協議して定めるものとする。

**( 契約の有効期間 )**

第 9 条 この契約の有効期間は、契約締結の日から 1 か年とする。ただし、契約期間満了日までに甲、乙いずれか一方から意思表示がないときは、更に 1 か年間契約期間を延長するものとし、それ以降も同様とする。

この契約の証として、契約書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所 千葉市花見川区幕張町 5-417-24  
氏名 千 葉 県  
千葉県企業局長

印

乙 住所  
氏名

印

## 「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」

千葉県（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、乙が管理する千葉県 市 町

の給水装置にかかる受水槽以下装置において、乙が隔測量水器装置を設置し、甲の給水を受けることとなる乙の装置の維持管理に関し次のとおり協定を締結する。

### （維持管理）

第1条 受水槽以下装置は、すべて乙の責任において管理するものとする。

ただし、隔測量水器（記憶装置及び端子ボックスまでのコードを含む。）の取替え修理については、甲が行うものとする。

2 有効期限満了をもって、隔測量水器を直読式量水器へ取替える場合は甲の負担とし、乙の要望により隔測量水器の設置を継続する場合には、隔測量水器と直読式量水器の量水器を含む取替費用の差額を、乙は負担するものとする。

3 乙は、量水器製造者と保守契約を結び、年1回の保守点検を行い、その結果を別紙様式により甲に報告するものとする。

4 乙は、隔測量水器装置の保守のため、量水器室内に物品等を置いてはならない。

### （管理責任）

第2条 甲は、乙が第1条に定める管理を怠って生じた事故、故障等について、一切の責を負わないものとする。

### （施設管理人の選任）

第3条 乙は、受水槽以下装置の維持管理及び甲との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、甲に届出なければならない。



### **(施設管理人の取扱事務等)**

第4条 施設管理人は、次の各号の事務を取扱うものとする。

一 年1回の保守点検を量水器製造者に依頼し、別紙様式により、甲に報告するものとする。

ただし、事情やむを得ない場合は、保守点検業者に報告させることができる。

二 受水槽以下装置に故障その他異状があった場合は、すみやかに関係者に連絡しなければならない。

三 その他、関係者との連絡調整を図ること。

### **(届出の義務)**

第5条 乙は、次の各号に該当する場合は、すみやかに甲に届出なければならない。

一 施設管理人に変更があったとき。

二 受水槽以下装置の改造を行うとき。

三 受水槽内の清掃を行うとき。

### **(協定の解除)**

第6条 甲は、乙がこの協定の条項に違反し又はこの協定に基づく甲の指示に従わないときは、協定を解除することができる。

2 前項の規定により協定を解除した場合において、乙に障害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

### **(協定の周知徹底)**

第7条 乙は、この協定の内容について、施設管理人及び使用者に周知徹底しなければならない。

**( 雑 則 )**

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に疑義が生じたときは、千葉県水道事業給水条例、同施行規程、その他関係する要綱等に基づいて甲、乙協議して定めるものとする。

**( 協定の有効期間 )**

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 か年とする。ただし、協定期間満了日までに甲、乙いずれか一方から意思表示がないときは、更に 1 か年間協定期間を延長するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の証として、契約書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所 千葉市花見川区幕張町 5-417-24  
氏名 千 葉 県  
千葉県企業局長

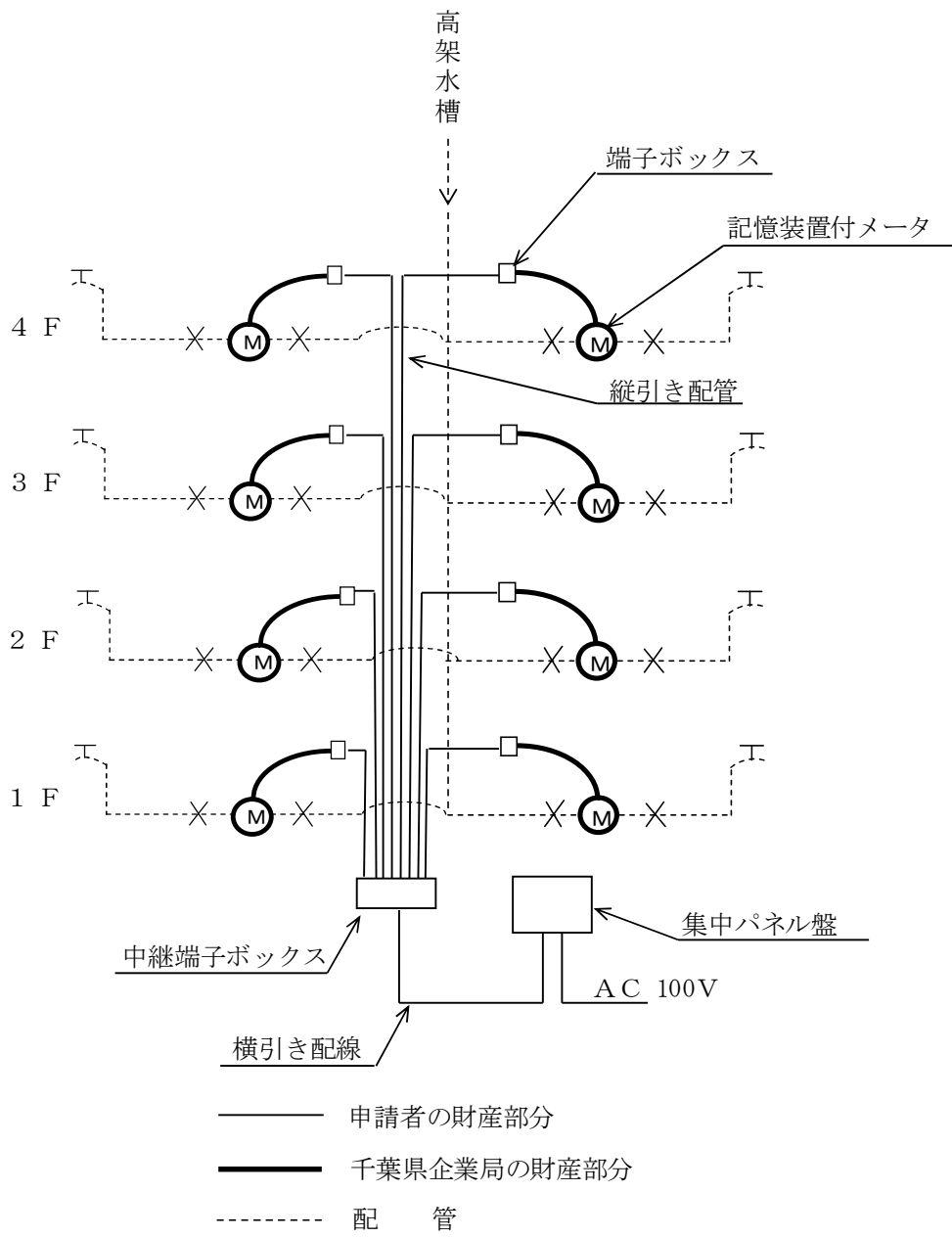
印

乙 住所  
氏名

印

参考

財産区分



受水槽以下装置の 定期 特別 保守点検報告書

年 月 日

千葉県企業局長 様

施設管理人

住 所

氏 名

印

〔施設管理人が個人である場合は、施設管理人の押印を省略することができる。〕

保守点検業者

住 所

氏 名

印

「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」第4条第1項による保守点検を下記のとおり行いましたので報告します。

記

保守点検年月日	
設置年月日	
建物の名称	
水栓番号	
保守点検内容	異状なし、異状あり（裏面のとおり）

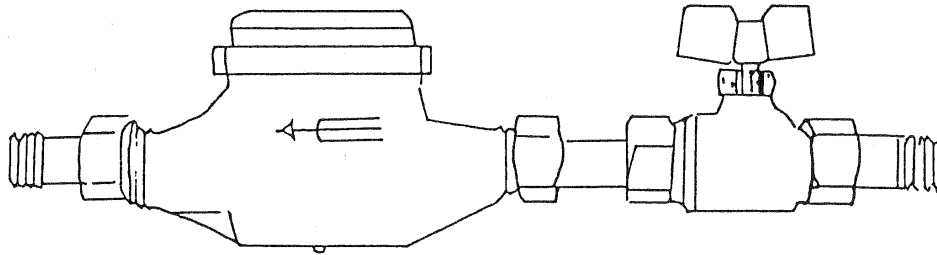


参考図

別図-1

受水槽以下量水器前後の配管施工例

量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を使用する場合（鋼管）

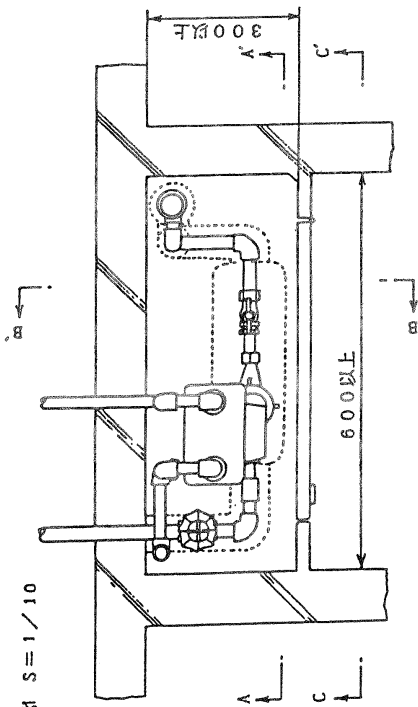


鋼管シモク	量	水	器	ボール式伸縮止水栓	鋼管シモク
-------	---	---	---	-----------	-------

別図-2 量水器室及び扉の標準寸法図 (量水器1ヶの場合)

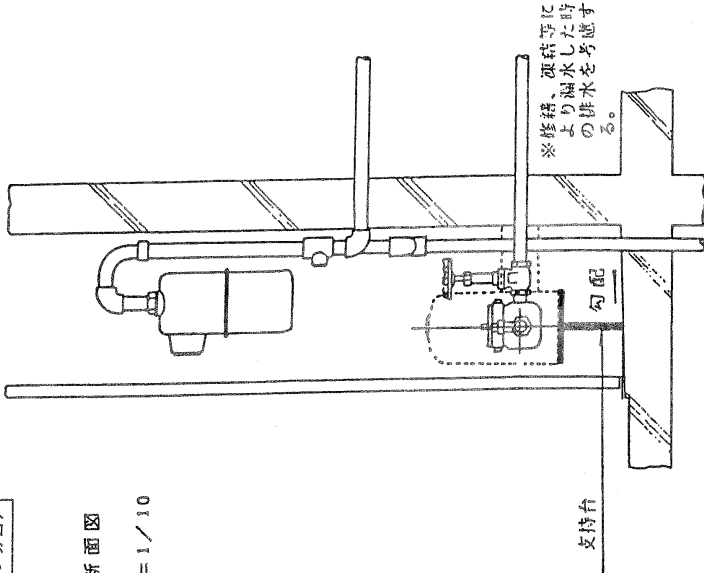
1. 量水器室

平面図 S=1/10

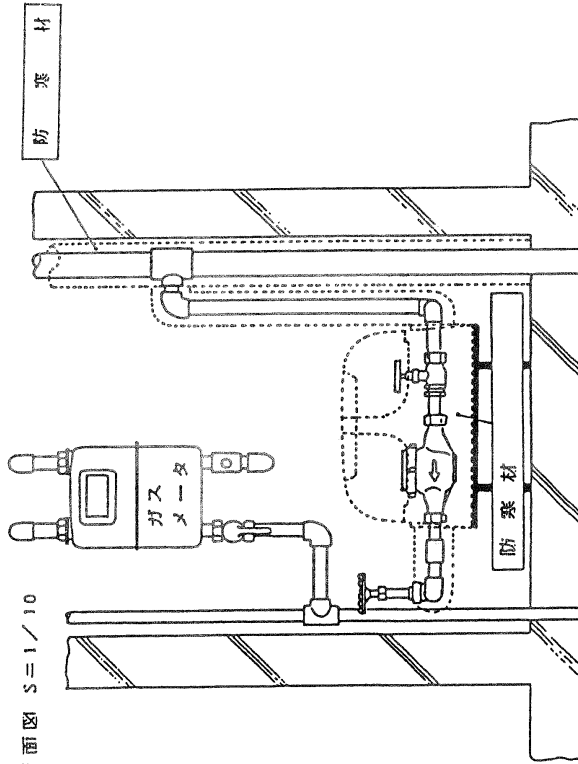


B-B断面図

S=1/10



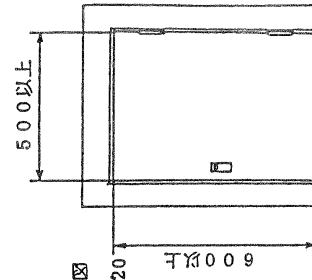
A-A断面図 S=1/10



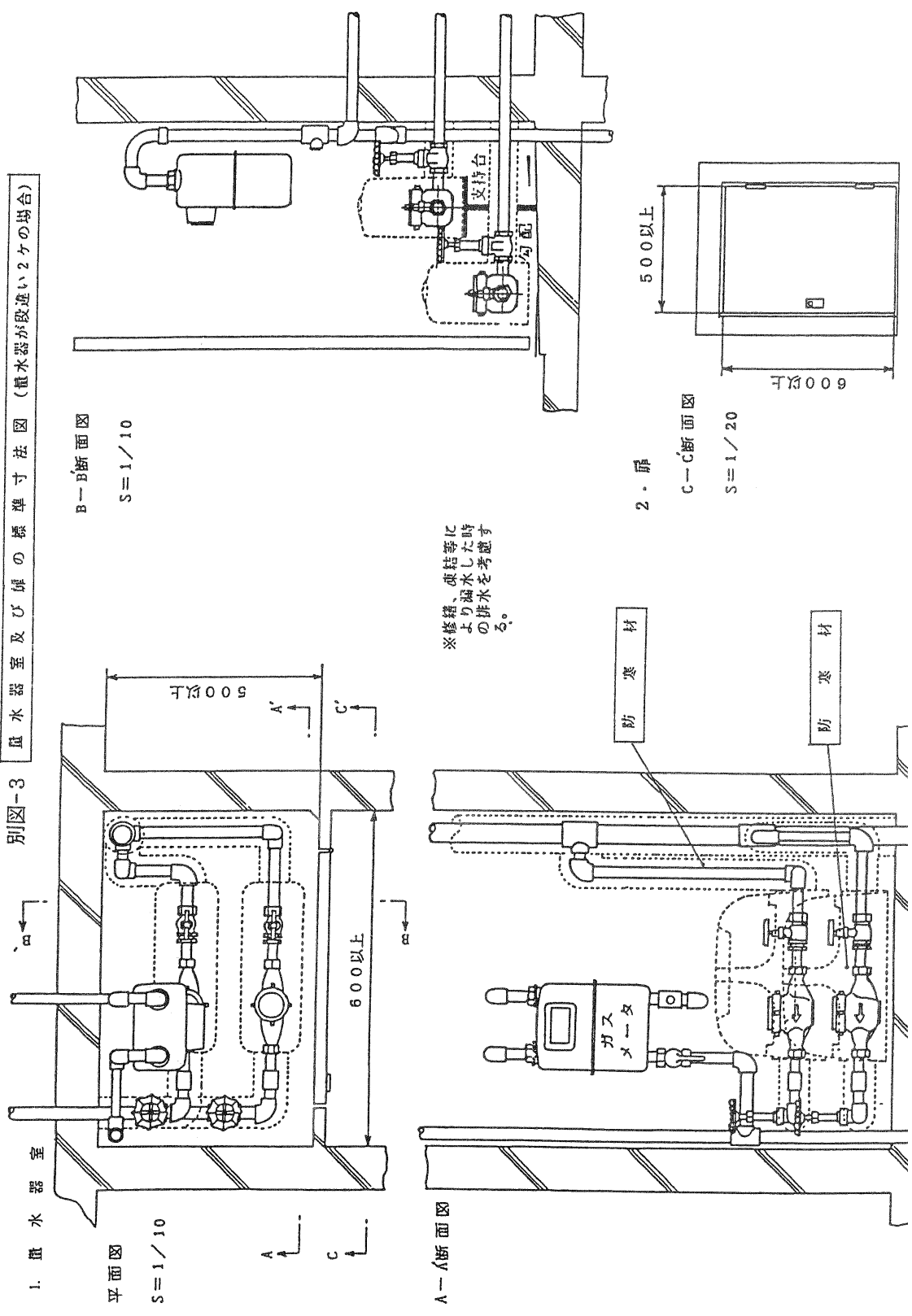
2. 扉

C-C断面図

S=1/20

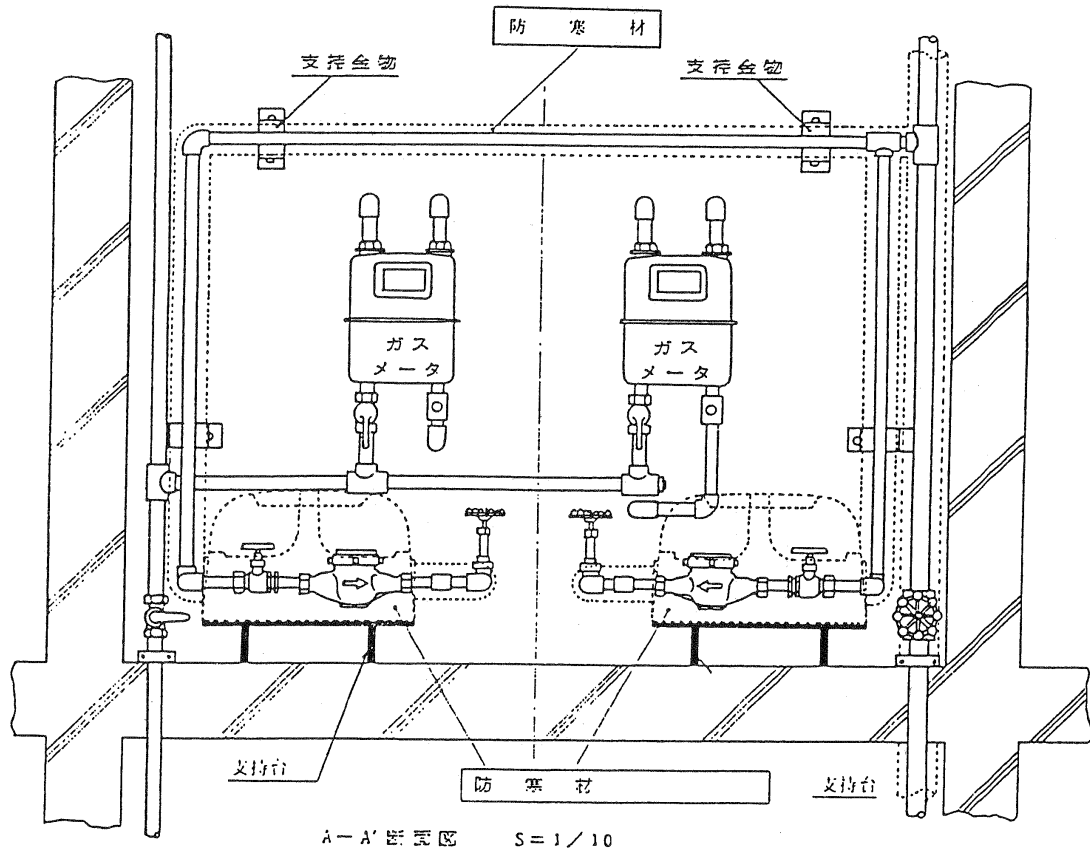
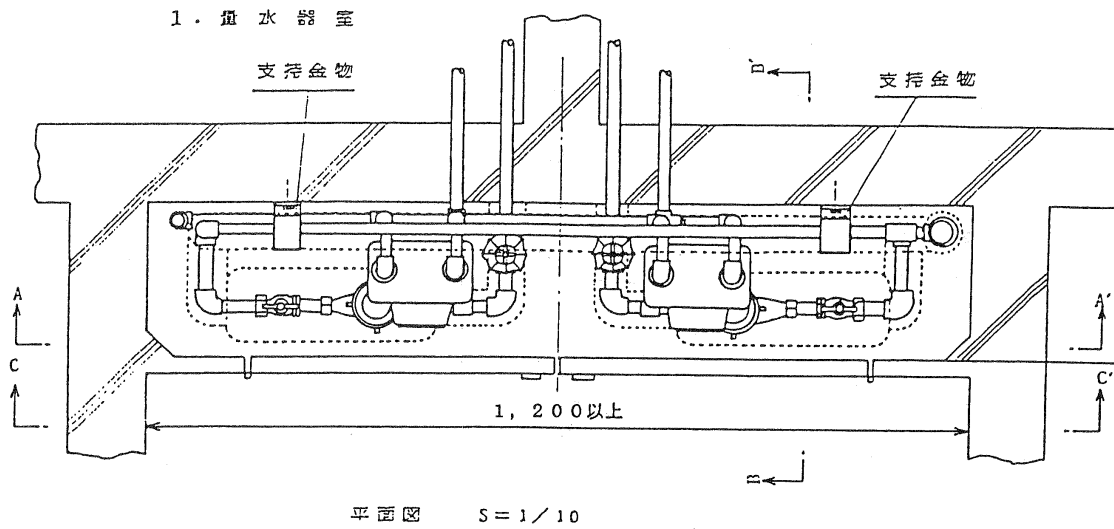


別図-3 量水器室及び扉の標準寸法図 (量水器が致進い2ヶの場合)

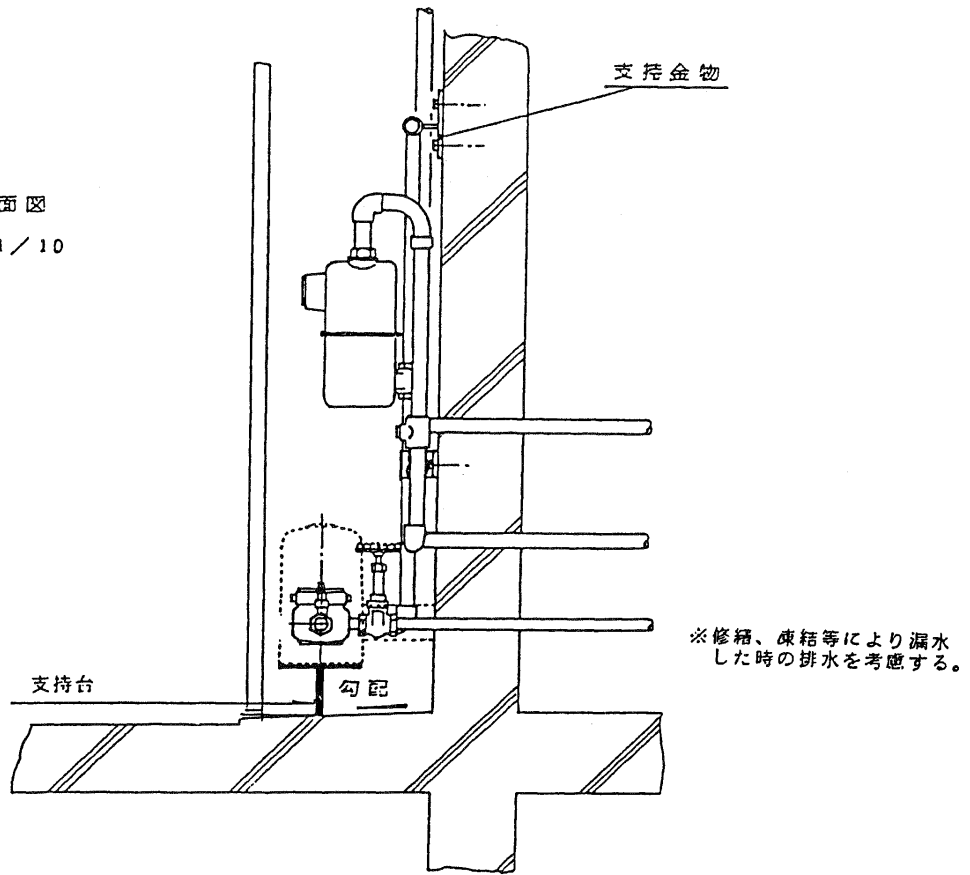




別図-4 換水器室及び扉の標準寸法図 (換水器が左右に2ヶの場合)

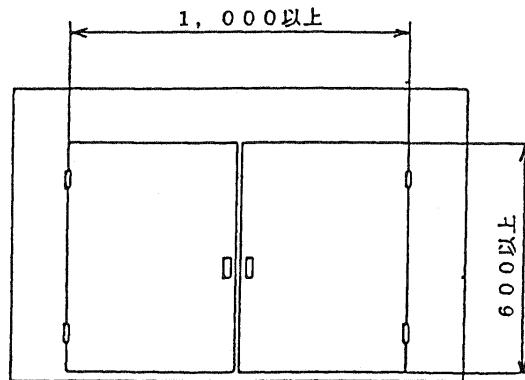


B-B断面図  
 $S = 1/10$



2. 扉

C-C断面図  
 $S = 1/20$



# 貯水槽水道取扱要綱

## 1. 目的

この要綱は、千葉県水道事業給水条例第3章の2に規定する貯水槽水道の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、利用者の水質における不安を解消すると共に、設置者に対し管理の徹底を働きかけ、もって安全で安心な水道水の供給を図ることを目的とする。

## 2. 基本方針

千葉県企業局は、水道水を供給する立場としての関与であることから、この要綱の目的を達成するため、直接指導等を行う各市の担当課（環境・衛生）と密接な連携を図るとともに、設置者への指導を行うものとする。

## 3. 関係法令

貯水槽水道に関しては、水道法、建築基準法、建築物における衛生環境の確保に関する法律、県等が規定する小規模水道条例及び給水条例等の関係法令に基づき行うものとする。

## 4. 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。
- (2)「設置者」とは、貯水槽水道を所有する者、並びに貯水槽水道の維持管理に関する全ての権限を委任された管理会社、管理組合及び自治会等をいう。
- (3)「利用者」とは、千葉県企業局と給水契約を締結している者、又は千葉県企業局と給水契約を締結した設置者から、契約等に基づき給水を受けている者をいう。
- (4)「水槽」とは、受水槽、高置水槽等をいう。

## 5. 指導、助言、勧告の位置付け

給水条例第22条の2に規定する指導、助言及び勧告の位置付けは、次のとおりとする。

- (1)「指導」とは、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実について理解を得るようにすることをいう。
- (2)「助言」とは、指導を行ったにもかかわらず、貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合は、問題になる事項を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにすることをいう。
- (3)「勧告」とは、再三の指導、助言にもかかわらず、改善が見られない場合、千葉県企業局の最終手段として理解を得るようにすることをいう。

## 6. 利用者への情報提供

給水条例第 22 条の 2 第 2 項に規定する利用者への情報提供は、次のとおり行う。

- (1) 利用者からの請求に基づく水質検査の結果及び外観調査等の状況を通知（第 1 号様式）する。
- (2) 利用者からの問い合わせや相談に応じる。

## 7. 水質検査

給水条例第 22 条の 3 の規定により、利用者から水質検査の請求があった場合には、水道事務所長が受理し、次のとおり実施する。

- (1) 水質検査は、給水栓（蛇口）等で採水し、下表「水質検査の方法及び基準」に基づく 5 項目を行うものとする。（以下「簡易水質検査」という。）  
ただし、調査職員が必要でないと認めたときは、検査項目の一部を省略することができる。
- (2) 水道事務所長は、簡易水質検査以外の検査を行う必要があると認めたときは、水質センター所長に水質検査を依頼するものとする。

表 水質検査の方法及び基準

検査項目	検査方法	検査基準
水の色	別記①	水に異常な色が認められないこと
濁り	別記②	水に異常な濁りが認められないこと
臭い	官能法	水に異常な臭気が認められないこと
味	官能法	水に異常な味が認められないこと
残留塩素	吸光光度法（DPD 法）	検出されること

\*①、②

無色透明のガラス製容器に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を検査する。

## 8. 立入調査

給水栓での簡易水質検査により、水槽を調査する必要があると認められた場合は、設置者、居住者又はこれに代わる者の同意を得て土地又は建物に立ち入り、受水槽への注水口、水槽内部、又は水槽の外観等の管理状況について調査を行うものとする。

ただし、調査が不可能であるとき、又は調査を行うことに危険が伴うと調査職員が判断した場合は、実施しないことができる。

## 9. 不適切な管理

不適切な管理とは、立入調査の結果次のような状況が認められた場合をいう。

- (1) 給水栓での簡易水質検査により

- ア 水の色 : 管の腐食等により相当量放水しても赤水が流出している。  
: 赤水以外が流出する。
  - イ 残留塩素 : 相当量放水しても残留塩素が検出されない。
- (2) 水槽内での簡易水質検査により  
異常が認められる。
- (3) 水槽に係る調査項目により
- ア 井戸水が混入している。
  - イ 動物等の死骸がある。
  - ウ 汚水、排水が流入する恐れがある。
  - エ その他実施細目で定める状況である。

## 10. 不適切な管理への対応

- (1) 立入調査により、不適切な管理が認められた場合は、利用者に対し通知するとともに、給水条例第22条の2の規定により、設置者に対し指導、助言及び勧告を行うものとする。  
ただし、設置者に対する指導及び助言は、原則として口頭で行い、勧告は文書（第2号様式）で行うものとする。  
また、所管する各市の担当課（環境・衛生）に対しても管理状況について速やかに通知（第3号様式）するものとする。
- (2) 立入調査により、供給する水が汚染されていると認められた場合は、利用者に対し必要な情報提供を行うと共に、設置者に対して水道法及び条例等に基づき適切な措置を講ずるよう指導する。  
また、所管する各市の担当課（環境・衛生）に対しても直ちに状況を通知（第3号様式）するものとする。

## 11. 設置状況等記録の保存

受水槽及び高置水槽の設置状況並びに利用者、設置者及び各市の担当課（環境・衛生）への通知等の履歴は、給水装置情報管理システムへ入力を行うことにより記録を保存する。

## 12. 個人情報の取扱い

貯水槽水道に関し知り得た個人情報は、千葉県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱わなければならない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式

貯 水 槽 水 道 検 査 結 果 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

年 月 日付で、別紙（貯水槽水道水質検査請求書）のとおり  
請求のありました水質検査は、下記のとおりでありましたので通知いたします。

この結果については、設置者（管理責任者等）及び〇〇市の担当課（環境・衛生）へ通知したところではありますが、お客様からも設置者の方へ連絡をお願いいたします。

記

1. 設置状況

設 置 場 所	
親 水 栓 番 号	

2. 水質検査等の結果

--

第 2 号様式

貯水槽水道改善勧告書

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

貴貯水槽水道の利用者から水質検査の請求があり、水質検査を行ったところ異常がみとめられ、再三通知したところであるが、下記のとおり改善がみられないことから、早急に処置するよう勧告する。

なお、この結果については、〇〇市の担当課（環境・衛生）へ通知したことを申し添える。

記

1. 設置状況

設置場所	
親水栓番号	

2. 水質検査等の結果

--

3. 改善内容

--



第3号様式

貯水槽水道検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長  
(公印省略)

立入調査した結果、下記のとおり不適切な管理が認められたことから、設置者に対し指導（助言・勧告）を行ったので、通知いたします。

記

1. 設置状況

設置場所		
親水栓番号		
設置者	住所	
	氏名	
管理会社	住所	
	氏名	

2. 水質検査等の結果

--

## 貯水槽水道取扱要綱実施細目

### 1. 目的

この実施細目は、貯水槽水道取扱要綱の実施に伴う必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### 2. 貯水槽水道に関する対応

貯水槽水道に関する対応は、別紙「貯水槽水道に関するフロー」により行うものとする。

### 3. 水質検査に関する事項

貯水槽水道取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第7項に定める水質検査に関しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 利用者から水質確認の依頼（給水条例施行規程別記第5号様式）を受けた水道事務所長は、遅滞なく給水栓等で簡易水質検査を行う。
- (2) 給水栓等で異常が認められた場合は、その原因が千葉県企業局の水質管理範囲であるか又は設置者の水質管理範囲あるかを判断し、設置者の範囲にある場合は、利用者から、貯水槽水道水質検査請求書（給水条例施行規程別記第六号様式の二）の提出を受ける。
- (3) 水質検査を水質センターへ依頼する場合は、利用者から貯水槽水道水質検査請求書の提出を受けて行う。

### 4. 立入調査に関する事項

取扱要綱第9項に定める立入調査に関しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 立入調査について、設置者等から承諾が得られない場合は、立入調査を中止し、その旨を、利用者（第1号様式）及び所管する各市の担当課（環境・衛生）（第2号様式）へ通知する。
- (2) 立入調査は、貯水槽水道水質検査調書（第3号様式）により、主に受水槽を対象として実施するものであるが、必要に応じて他の施設についても行う。

### 5. その他の管理状況

取扱要綱第9項に定める「その他の管理状況」とは、次のとおりである。

- (1) 水槽内に不純物が沈積している。
- (2) 麦飯石等特殊な物質を投入している。
- (3) 水槽内に藻などが多く発生している。

## 6. 設置者に対する周知

受水槽を設置する給水装置工事新設（増設・改造）承認申請書の受付時や立入調査を行った場合には、設置者等へ次のとおり働きかけを行うものとする。

- (1) パンフレット等により、適切な管理の働きかけを行う。
- (2) 簡易専用水道以外の貯水槽水道で、50人以上に給水する施設については、各市の担当課（環境・衛生）へ次の事項を届け出るよう説明する。
  - ア 受水槽及び高置水槽を設置したこと
  - イ 受水槽及び高置水槽の規模や設置数等を変更したこと
  - ウ 設置者名等届出事項に変更が生じたこと
  - エ 受水槽及び高置水槽を廃止したこと

## 7. 適切な管理への対応

設置者等から管理の方法について照会を受けた場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 水槽の管理等適切な管理方法の説明
  - ア 設置者自身が水槽の清掃を行う場合は、専用の清掃用具を使用するなど、衛生に十分注意して行うこと。

また、清掃を依頼する場合は、建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づき登録を行っている清掃事業者等へ行うのが望ましいこと。
  - イ 水槽の周囲に防護柵（金網フェンス）等を設置し、人の立ち入りを制限することやマンホールに施錠等の措置をすること。
  - ウ マンホール蓋を防水密閉型にして、ほこりや他の衛生上有害なものが入らない措置をすること。
  - エ 空気取り入れ口の防虫等、動物の侵入を防止する措置をすること。
  - オ マンホールの立ち上りは、他の構造物及び地表より高くするなど、異物が混入しない措置をすること。
  - カ 給水栓や水槽内での簡易水質検査を定期的実施すること。
  - キ 簡易水質検査、水槽の清掃及び設備の補修等の管理状況については、記録を作成して保存すること。
  - ク その他
- (2) 関係機関等を紹介

所管する各市の担当課（環境・衛生）、水槽の清掃業者及び水質検査機関等を紹介する。（別紙「関係機関一覧表」を参考）

## 8. 給水装置情報管理システムへの入力

取扱要綱第11項に定める給水装置情報管理システムへ入力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 立入調査により、設置者に対し指導、助言及び勧告を行った場合は、指導年月日、検査結果及び指導内容等とする。
- (2) 各市の担当課（環境・衛生）からの指導結果等の報告を受けた場合は、受付年月日と処理状況等とする。
- (3) 廃止及び設置数に変更が生じた場合は、別紙（給水装置情報管理システム「受水槽情報」の取扱いについて）に基づく入力事項等とする。
- (4) 設置者、管理会社名及び住所等が変更されていた場合は、変更事項とする。
- (5) 水質センターへの依頼した場合は、水質検査結果と年月日等とする。

## 9. 事務処理

- (1) 廃止及び設置数の変更が生じた場合は、4半期毎に一覧表を作成して各市の担当課（環境・衛生）へ提出するものとする。

### 附則

1 この取扱いは、平成15年4月1日より施行する

2 要綱の廃止

水業第340号「簡易専用水道の規制に伴う給水施設の実態調査について」  
(通知)

### 附 則

この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

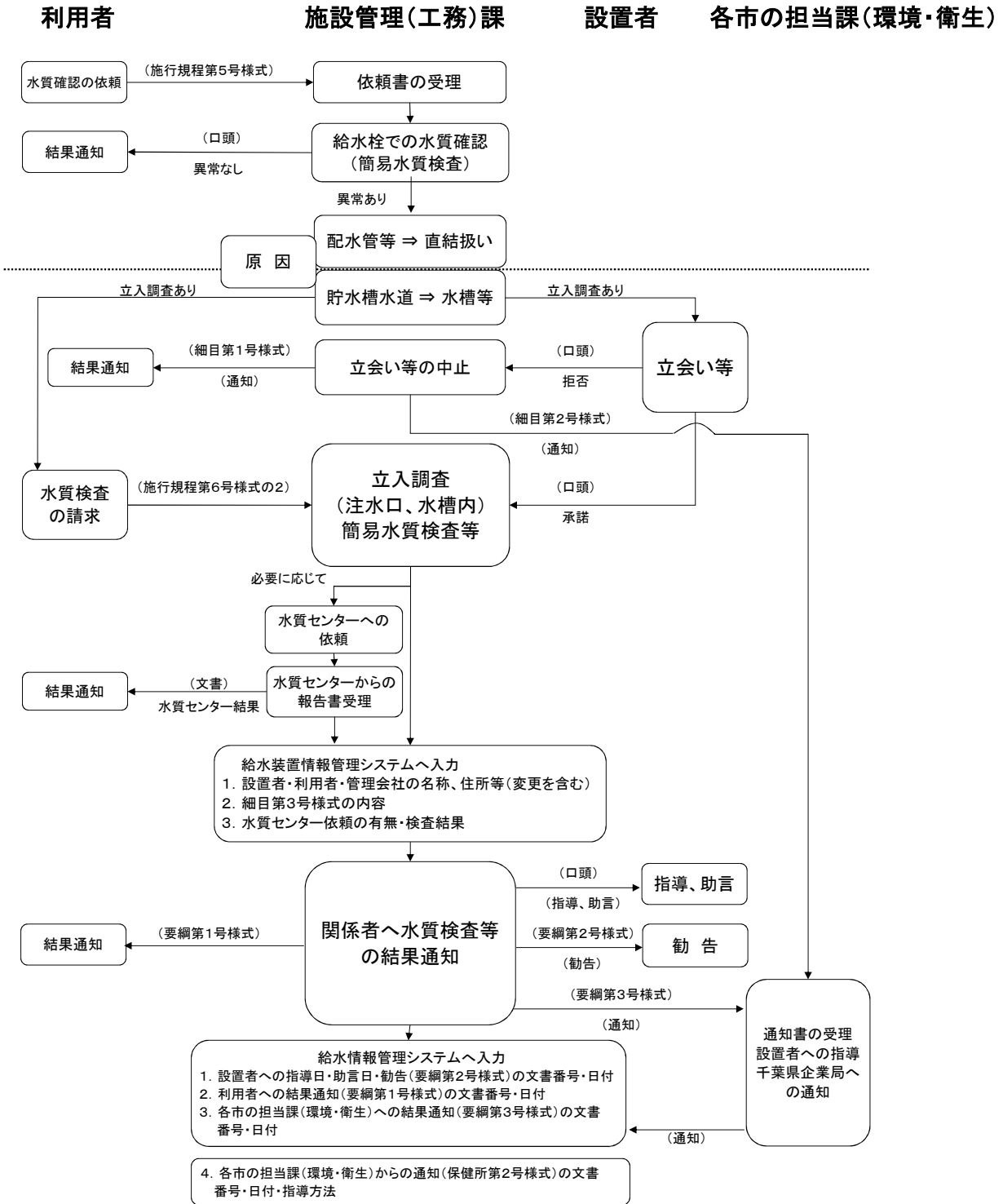
### 附 則

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。

# 貯水槽水道に関するフロー



第 1 号様式

立 入 調 査 の 中 止 に つ い て

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

年 月 日に行った水質検査の結果により、水槽での水質を確認する必要から、設置者（管理者責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、承諾を得ることができないため、立ち入り調査は実施することができませんので通知いたします。

なお、このことにつきましては、〇〇市の担当課（環境・衛生）と連携して対応を図りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、お客様からも設置者の方へ協力の要請をお願いいたします。

第 2 号様式

土地等への立入調査について

第 号  
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

利用者からの請求に基づき、 年 月 日に行った水質検査は、下記のとおりであることから、水槽内の水質を確認するため、設置者（管理者責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、承諾を得ることができませんでした。ついては、〇〇〇〇〇でも対応していただきたく通知いたします。

記

1. 設置状況

設置場所				
親水栓番号				
設置者	住所			
	氏名		電話番号	
管理会社	住所			
	氏名		電話番号	

2. 水質検査等の結果

--

第3号様式

貯水槽水道水質検査結果通知書

1. 設置状況

貯水槽水道の設置場所				
水 栓 番 号	利用者番号		親番号	
貯水槽水道 の設置者	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
請 求 の 理 由				

2. 受付・調査

水道事務所(支所)受付番号		受付者	
調 査 年 月 日		調査員	

3. 水質検査等の項目

検 査 項 目	給 水 栓	受水槽注水口	受 水 槽 内	高 置 水 槽
1 水の色	有 無	有 無	有 無	有 無
2 濁り	有 無	有 無	有 無	有 無
3 臭い	有 無	有 無	有 無	有 無
4 味	有 無	有 無	有 無	有 無
5 残留塩素	mg / L	mg / L	mg / L	mg / L
調 査 項 目		水 槽 外 観		
6 井戸水が混入		有 無		
7 動物等の死骸		有 無		
8 汚水、排水が流入の恐れ		有 無		
9 麦飯石等		有 無		
10 沈積物が多い		有 無		
11 その他		有 無		

\* 該当する番号に○印、

\* 備考欄には、水の色、濁り及び臭い等を具体的に記載する。

4. 指導内容と区分

内 容	1 水槽の清掃を勧める。	区 分	1 指導（口答）
	2 配管替えを勧める。		2 助言（口答）
	3 施設の改善を勧める。		3 勧告（文書）
	4 その他		

\* 該当する番号に○印



参考

関係機関一覧表

(平成30年12月1日時点)

1 各市の担当課（環境・衛生）

市名	担当課等	電話番号
千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9940
船橋市	船橋市保健所衛生指導課	047-409-2598
習志野市	環境政策課	047-451-1400
鎌ヶ谷市	環境課	047-445-1229
市川市	環境保全課	047-334-1111
浦安市	健康増進課	047-351-1111
松戸市	環境政策課	047-366-7089
成田市	環境衛生課	0476-20-1531
印西市	環境保全課	0476-33-4495
白井市	環境課	047-492-1111
市原市	保健福祉課	0436-23-9813

2 厚生労働大臣の登録を受けた千葉県内の簡易専用水道検査機関

検査機関名	住所	電話番号
(一財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066
(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078 (代)

3 厚生労働大臣の登録を受けた千葉県内の貯水槽清掃作業従事者研修の登録機関

団体名	住所	電話番号
(一社)千葉県ビルメンテナンス 協会	千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館	043-238-1156
千葉県水道管工事協同組合	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373